

## 田原市インターンシップ実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、田原市（以下「市」という。）が学生を受け入れて行う就業体験（以下「インターンシップ」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

### (実習対象者)

第2条 インターンシップの実施（以下「実習」という。）の対象者（以下「実習対象者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を含む。）、大学院及び高等専門学校（以下「学校等」という。）に在籍する学生のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有している者
- (2) 市内に居住している者
- (3) 就職活動において田原市役所を志望する予定の者

### (実習期間)

第3条 実習期間は、原則として2週間（田原市の休日を定める条例（平成元年田原町条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日（これらの日に執務を行う市の機関又は施設にあつては、当該市の機関又は施設の休日）を含む。）以内とする。ただし、市と学校等との協議により、その期間を変更することができるものとする。

### (実施手続)

第4条 実習を希望する実習対象者は、学校等のインターンシップ担当部署（以下「学校担当部署」という。）に、田原市インターンシップ実施申込書兼受入可否決定通知書（様式第1号。以下「申込書等」という。）を提出して申

請しなければならない。

2 学校担当部署は、前項の規定による申請があった場合は、申込書等に必要事項を記入の上、次の各号に掲げる実習を希望する期間に応じ、当該各号に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 7月30日から9月30日まで 6月30日

(2) 前号の期間以外の期間 実習を希望する期間の初日の1月前の日

3 市長は、前項の規定により書類の提出があった場合は、実習の受入先となる課等と協議して、実習の受入れの可否を決定し、申込書等に受入れの可否等を記入の上、学校担当部署に通知するものとする。

4 学校担当部署は、前項の規定により受入れが可と決定されたときは、実習の開始前に次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 覚書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し  
(報酬等)

第5条 市長は、前条第3項の規定により実習の受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬、賃金、手当等を支給しない。ただし、市の用務により旅行する場合は、旅費を支給することができるものとする。

(実習費用)

第6条 実習に要する費用は、無料とする。

(実習生の身分)

第7条 実習生は、職員としての身分を有しないものとする。

(遵守事項)

第8条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職員の指示に従い誠実に研修すること。

(2) 市の信用を傷つけ、若しくは市の不名誉となるような行為又は職場秩序を乱す行為をしないこと。

(3) 実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

(実習中における事故責任等)

第9条 学校等及び実習生は、実習期間中の事故に備えて、傷害保険及び損害賠償保険に加入し、実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、学校等及び実習生の責任において対応しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、学校等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者（職員を含む。以下同じ。）に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、学校等及び実習生は、連帯して当該損害賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習の中止)

第10条 市長は、実習生が第8条の規定に違反する行為を行った場合その他市長が必要と認める場合は、実習生に対し実習を中止することができる。この場合において、市長は学校等にその旨を通知するものとする。

(実習の証明)

第11条 市長は、学校等が、実習生の実習内容について証明を求めたときは、これを行うものとする。

(適用除外)

第12条 国立大学法人豊橋技術科学大学の実務訓練制度により実習を行う学生については、この要綱の規定は適用しない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、実習に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。